




整理番号	3-9-4-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等報酬・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金額	702円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
使途	平成31年4月分事務所複合機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	
≪領収書貼付枠≫ 年間再リース料 (平成30年7月～平成31年6月) 16,848円 平成30年度分再リース料 (平成30年7月～平成31年3月) $16,848 \times 9 / 12 = 12,636$ は3-9-8-5で 請求済み 平成31年4月分再リース料を今回請求 $16,848 \times 1 / 12 = 1,404$	

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,404円	1/2 %	702円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-8-5
------	---------

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者
----	-------	-------	-------

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	平成30年8月3日~平成 年 月 日	金額	6,318円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
用途	平成30年7月~平成31年3月分事務所複合機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

年間再リース料 (平成30年7月~平成31年6月) 16,848円  
 平成30年度分再リース料 (平成30年7月~平成31年3月) 16,848×9/12=12,636

13	D30- 8- 2	
14	D30- 8- 3	
15	D30- 8- 3	16,848   SMT1107
16	D30- 8- 6	
17	30- 8-12	
18	30- 8-12	
19	D30- 8-17	
20	D30- 8-17	
21	D30- 8-17	
22	D30- 8-21	
23	D30- 8-27	
24	D30- 8-27	

\*証券類ご入金の場合のみ払戻しができる予定日の説明

摘要欄 払戻し可能予定日  
 他 券 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄に「\*AD\*」、「\*CD\*」等の「\* \*」  
 取 立 摘要日付の当日以後 のついた取引については再記載いたしません。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	12,636円	1/2	6,318円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2018年 5月14日作成

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

## 再リース契約手続き完了通知書

平素は格別のお引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。  
 さて、過日お送りいたしました「再リース契約自動更新のご案内」に基づき、本日、下記内容により再リース契約の手続きを完了  
 させて頂きましたので、ご通知申し上げます。  
 再リース料につきましては、下記の内容となっておりますのでご確認お願い申し上げます。

ご契約番号	再リース開始日(上段)	再リース料(上段)	代表物件名(上段)
	再リース終了日(下段)	支払方法(下段)	設置場所(下段)
[REDACTED]	2018年 6月26日	総 額 15,600 円 消費税部等 1,248 円 計 16,848 円	カラー複合機
	2019年 6月25日 12ヶ月	支払日 2018年08月03日 金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 口座種別 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED] ※お支払いは口座振替となります。	掛川市家代 65-1

※引落口座番号は7桁表示とし個人情報保護のため、一部\*\*\*表示しています。  
 ※ご不明な点がございましたら、宛名面にご照会くださいますよう、お願い申し上げます。

整理番号	3-9-4-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	平成31年4月2日～平成 年 月 日	金額	9,450円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
用途	平成31年4月分自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



**普通預金** (兼お借入明細) \*差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 **2**

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 31- 3-26				
2 D31- 3-27				
3 D31- 3-29				
4 D31- 3-29				
5 D31- 3-29				
6 D31- 3-29				
7 D31- 4- 1				
8 D31- 4- 2				
9 D31- 4- 2				
0 D31- 4- 2				
1 D31- 4- 2				
2 D31- 4- 2				
		37,800円	トヨタファイナンス(カ)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	37,800円	1/4	9,450円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



# 自動車リース請求書

3-9-4-2

LB091R

〒436-0225

静岡県掛川市家代76-6

東堂 陽一 様

発行日 30年11月 1日  
請求書 No. 181021232540

1 ページ

株式会社 トヨタレンタリース 静岡

〒436-0029  
静岡県掛川市南1-6-17



TEL 0537-23-9000

掛川営業所  
担当

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記のとおりご請求申し上げます。

## リース代

ご利用期間	契約No. 回数	登録No. 車名	今回ご利用明細		今回 ご請求額	備考
			ご利用額	消費税額		
31. 1. 15		浜松	35,000	2,800	37,800	
31. 2. 14	1/24	アリア G BYフトラザ'セレクション				
31. 2. 15		浜松	35,000	2,800	37,800	
31. 3. 14	2/24	アリア G BYフトラザ'セレクション				
ページ計			70,000	5,600	75,600	

お支払期日	ご利用額	消費税額	ご請求額
31. 2. 22	70,000円 (70,000)	5,600円	75,600円

静岡銀行 本店営業部  
普通預金 No. 1647421  
トヨタレンタリースシズオカ

( ) 内には今回ご利用額の内訳として課税対象額を表示しております。

銀行名	支店名	口座種別	口座番号
静岡銀行	掛川	当座	0010212

振込される場合は左記口座までお願いいたします。  
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

注) ご入金と行き違いに本状が到着した場合はあしからずご容赦のほどお願いいたします。  
5037316000

借受人(甲) (所在地、名称、代表者)

掛川市家代ク6-6  
東堂 陽一  
運帯保証人 (住所、氏名、職業)

貸渡人(乙) (所在地、名称、代表者)

静岡市葵区長沼611番地  
株式会社 トヨタクレジット静岡  
代表取締役 山中 久吉  
運帯保証人 (住所、氏名、職業)

(B)

(B)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに運帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付書類の上で契約を締結します。

リース方式 ファイナンス  
(1) 車名 797 G プラッツァリアー-モルツォ  
(2) リース期間 平成 31年 1月 15日 ~ 平成 33年 1月 14日 24ヶ月  
(3) 支払月額 毎月 35,000円 (税別) 840,000円  
(4) 支払期日 第 1 回 ~ 第 2 回 平成 31年 2月 22日 支払  
第 3 回 平成 31年 3月 2日 支払  
第 4 回 ~ 第 23 回 平成 31年 12月 2日 支払  
第 24 回 平成 32年 12月 2日 支払

前払金 消費税額 小計 金額 小計  
1 31.1 35,000 2,800 37,800  
2 31.2 35,000 2,800 37,800  
3 31.3 35,000 2,800 37,800  
4 31.4 35,000 2,800 37,800  
5 31.5 35,000 2,800 37,800  
6 31.6 35,000 2,800 37,800  
7 31.7 35,000 2,800 37,800  
8 31.8 35,000 2,800 37,800  
9 31.9 35,000 2,800 37,800  
10 31.10 35,000 2,800 37,800  
11 31.11 35,000 2,800 37,800  
12 31.12 35,000 2,800 37,800  
13 32.1 35,000 2,800 37,800  
14 32.2 35,000 2,800 37,800  
15 32.3 35,000 2,800 37,800  
16 32.4 35,000 2,800 37,800  
17 32.5 35,000 2,800 37,800  
18 32.6 35,000 2,800 37,800  
19 32.7 35,000 2,800 37,800  
20 32.8 35,000 2,800 37,800  
21 32.9 35,000 2,800 37,800  
22 32.10 35,000 2,800 37,800  
23 32.11 35,000 2,800 37,800  
24 32.12 35,000 2,800 37,800

(5) 前払金 840,000円  
(6) 保証金 67,200円  
(7) 支払方法 トヨタクレジット

リース料 毎月 35,000円 (税別) 840,000円  
リース料 毎月 2,800円 (税別) 67,200円  
支払月額 毎月 37,800円 (税別) 907,200円

(8) 任意の事項  
(9) 任意の事項  
(10) 任意の事項  
(11) 任意の事項  
(12) 任意の事項  
(13) 任意の事項  
(14) 任意の事項

株式会社 トヨタクレジット  
〒436-0029  
静岡県掛川市南1-6-17  
電話番号 0537-23-9000  
掛川営業所  
担当

契約No. 31年1月15日~33年1月14日 登録No.  
契約期間 車名 797 G プラッツァリアー-モルツォ

返済予定表 (Table with columns: 回数, 利用月, 金額, 消費税額, 小計, 前払金, 消費税額, 小計, ご請求額, ご請求日, お支払期日)

保証金 840,000円  
お支払期日 0円  
お支払方法 トヨタクレジット  
銀行名 \*  
支店名 \*  
口座種別  
口座番号

\*消費額には地方消費税を含みます。  
振込まれる場合は上記口座までお願いたします。  
なおお振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。

### お支払金一覧表

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
 お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきますので  
 明細をご案内いたします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日のお引落しとなります。  
 この一覧表は、お支払の完了まで大切にお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。  
 お知らせ

毎月のお支払いのご案内を郵送ご希望の場合は、表記お問い合わせ先までご連絡願います。  
 本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめてご  
 請求させていただきます。  
 なお、各契約ごとの請求をご希望の場合は、それぞれにお手続きが必要となります。

2019年 1月17日 発行

契約番号	[REDACTED]		
ご契約日	2019年 1月15日		
お取扱販売店	株式会社 トヨタレンタリース静岡		
ご利用商品名	トヨタクレジット(リース保証)		
お支払金合計	831,600円		
車両登録番号	[REDACTED]		
口座振替ご指定口座	[REDACTED]		
金融機関	[REDACTED]		
支 店	[REDACTED]	[REDACTED]	
科 目	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
001	20190302	37800	793800
002	20190402	37800	756000
003	20190502	37800	718200
004	20190602	37800	680400
005	20190702	37800	642600
006	20190802	37800	604800
007	20190902	37800	567000
008	20191002	37800	529200
009	20191102	37800	491400
010	20191202	37800	453600
011	20200102	37800	415800
012	20200202	37800	378000
013	20200302	37800	340200
014	20200402	37800	302400
015	20200502	37800	264600
016	20200602	37800	226800
017	20200702	37800	189000
018	20200802	37800	151200
019	20200902	37800	113400
020	20201002	37800	75600
021	20201102	37800	37800
022	20201202	37800	0

※ご契約者様(または連帯保証人様)以外からのお問い合わせにはお答えでき  
 ない場合もございますので、予めご了承ください。


上記お支払回数をこえるご契約の場合は、  
 表面②より開いて中をご覧ください。

整理番号	3-9-4-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	大日本報徳社年会費		
年月日	平成 31 年 4 月 2 日～平成 年 月 日	金額	833 円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第 3 条)
会の活動内容等	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》 H31年1月～R年12月。[年内]

H31 年度 4 月分

10,000×1/12ヶ月=833

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票	料金	*0
31-04-02	23235	A93120007	払込みの証拠となるものは必ず大切に保管して下さい。料金は含まれません。(ゆうちょ銀行)	振替受付票	*0
取扱店	伊アラキ		払込口座	00270-4	1311
払込金額	*10,000		入金額	*10,000	
おつり			*0		

印刷税申告納付につき欄町税務署承認済

はじめの投資信託をゆづりが応援します！

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( 定款 )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	833 円	100%	833 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



公報発第64号  
平成31年3月15日

公益社団法人大日本報徳社  
個人社員 各位

公益社団法人大日本報徳社  
社長 鷺山恭彦

平成31年度公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

春分の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、報徳社運動の推進につきまして深いご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度の社員総会を3月14日に開催し、平成31年度事業計画・予算をご承認賜り、社費につきましても昨年と同額にてお願いさせていただくことになりました。

つきましては、誠に恐縮ですが6月28日までに個人社費(年会費)の振込をお願い申し上げます。ご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますがよろしくお願い申し上げます。

本状と行き違いでご送金をいただいた場合には、深くお詫び申し上げます。

記

- 1 個人社費 10,000円
- 2 納入期日 6月28日(金)

※社費納入の際に発行される控えをもって会費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡連絡くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人大日本報徳社  
専務理事 ■■■■■ 事務局長 ■■■■■  
電話：0537-22-3016  
FAX：0537-23-5523

## 公益社団法人大日本報徳社 定款

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
  - (2) 社会福祉に寄与する事業
  - (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
  - (4) 環境保全に関する事業
  - (5) 報徳に関する事業と啓発
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 社員

(法人の構成員)

**第5条** この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
  - (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- 2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

**第6条** この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

**第8条** 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

**第9条** 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### **第4章 社員総会**

(構成)

**第11条** 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

**第12条** 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

**第13条** 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

**第14条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

**第15条** 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

**第16条** 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

**第17条** 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

**第18条** 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

**第19条** 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

**第20条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第21条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
  - (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を社長とする。
- 3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。
- 4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第22条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

**第24条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第26条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

**第27条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

**第28条** この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

## 第6章 顧問、参事、講師

### (顧問)

**第29条** この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

### (参事)

**第30条** この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

### (講師)

**第31条** この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

## 第7章 理事会

### (構成)

**第32条** この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第33条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

**第34条** 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

**第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第36条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(基本財産)

**第37条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

**第38条** この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。



(事業計画及び収支予算)

**第39条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第40条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第41条** 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第42条** この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

**第43条** この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

**第44条** この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第45条** この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第46条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は榛村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。（第5条 法人の構成員及び第13条 開催の変更）




<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金	27,662円	掛川市農業協同組合 普通預金
預金	推薦基本金	2,448,673円	掛川市農業協同組合 普通預金
建物	仰徳学寮	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成19年12月取得
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和2年取得
建物	冀北学舎	掛川市掛川 1178	昭和13年取得
構築物	門 道徳門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
什器備品	書画 無尽蔵	伊藤博文 書	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像	中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23幅	報徳図書館展示

整理番号	3-9-4-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	郷土新聞購読		
年月日	平成31年4月5日～平成 年 月 日	金額	800円

目的	政治、経済、文化、国際情勢、社会情勢等の情報収集
使途	平成31年4月～令和2年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

H31年度4月分

9,600×1/12ヶ月=800

13	D31-4-3		
14	D31-4-5	新聞代	9,600 キョウトウシツパブリック
15	D31-4-5		
16	D31-4-5		
17	D31-4-5		
18	D31-4-5		
19	31-4-5		
20	D31-4-9		
21	D31-4-9		
22	D31-4-9		
23	D31-4-9		
24	D31-4-9		

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記載いたします。
他 券	摘要日付の翌営業日以後	
取 立	摘要日付の当日以後	



按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	800円	100%	800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内 容	エコロジーライフ研究会年会費		
年 月 日	平成 31年 4月 6日～平成 年 月 日	金 額	167 円

会の趣旨・目的	自然生態環境に悪影響を与えている現在の生産と消費の様式を省み、自然と共生する農林水産業、食、暮らしの実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。
《領収書貼付枠》 H31年4月～R2年3月 (年間) H31年度4月分 $2,000 \times 1 / 12 \text{ヶ月} = 167$	
※ 添付書類 ( <u>規約</u> ・ <u>団体の会則</u> ・事業概要・その他 ( ))	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	167 円	/	167 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

品名

領収証

東堂陽一様 No. 14

★

¥ 2,000.-

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等( %)	

但

年会費

31年 4月 6日 上記正に領収いたしました

エコロジー研究会

会計



収入印紙

## I エコロジーライフ研究会の目指すもの

## エコロジーライフ研究会規約

平成 12 年 3 月 25 日

## (目的)

第 1 条 この会は、私達の生存基盤である自然生態環境を無視した現在の生産と消費生活の様式を反省し、自然と共生する農林水産業及び「食」と「暮らし」の実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与することを目的とする。

## (名称)

第 2 条 この会は、エコロジーライフ研究会（以下「本会」という。）と称する。

## (事業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために次のことを活動目標とする。

- (1) 自然生態系と調和する生産・流通・消費体系の研究と実践
- (2) 自然共生農林水産業を通しての自然環境教育の推進と、健全な心身の育成及び生きがい対策の探求
- (3) 自然生態環境の保全
- (4) 会員相互に学習し合い、理解を深めるための諸活動
- (5) その他目的達成のために、必要な活動

## (会員及び資格)

第 4 条 本会は、正会員と賛助会員により構成し、それぞれの資格は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、会の活動を支援する行政機関・法人又は団体

## (役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、幹事 若干名、事務局長 1 名、会計 1 名

## (役員を選任)

第 6 条 本会の会長、副会長、会計は、幹事の互選とする。

- 2 幹事は、正会員中より選出された者とする。
- 3 事務局長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 役員は、総会の承認を受けなければならない。

## (役員の仕事)

第 7 条 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

- 2 幹事は、各々の活動事業の計画と実践の中心的役割を担う。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け会務の円滑な執行に務める。
- 4 会計は、会の出納事務を執行する。

## (会計監事)

第 8 条 本会の出納事務を監査するため、会計監事を置く。

- 2 会計監事は 2 名とし、正会員中より選出する。

## (役員の仕事)

第 9 条 役員及び会計監事の仕事は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員及び会計監事の仕事は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第 10 条 会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、役員会の決定を経て会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、毎年1回開催する。また、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 5 役員会は、必要なとき会長が召集することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席で以て成立し、次の事項を決する。

- (1) 役員及び会計監事の選任に関する事。
- (2) 規約の変更に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (5) 会費の額と徴収方法に関する事。
- (6) その他必要な事項

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項を決する。

- (1) 総会の召集に関する事。
- (2) 総会に提出する議案に関する事。
- (3) その他事業執行に関する事項で会長が必要と認める事項

(名称の使用)

第13条 会員が、本会の名称を書類、印刷物、看板、インターネットホームページ等に使用する場合は、役員会の了解を得なければならない。

(入会)

第14条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、会長が入会を認めるものとする。

(退会)

第15条 本会を退会しようとする者は、会長に報告することにより退会を認めるものとする。又、本会員としてふさわしくない行為をした者は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

(会費)

第16条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中で退会した者の納入済会費は、返納しないものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第19条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第20条 本会の解散は、役員会及び総会においておのおのその構成員の3分の2以上の同意を得て議決しなければならない。

(附則)




この規約は、平成12年3月25日から施行する。

(附則)

この規約は、平成16年4月11日から施行する。



整理番号	3-9-4-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

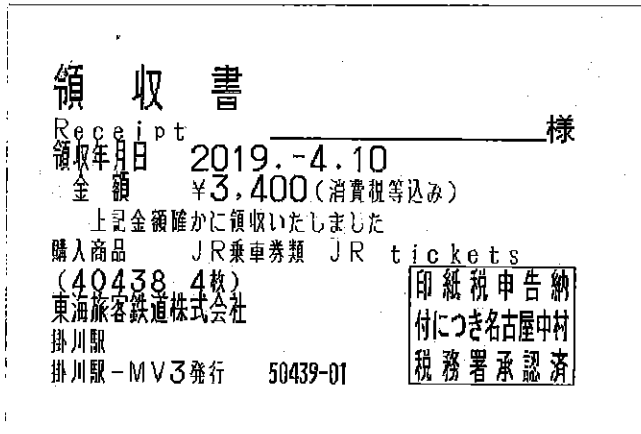
支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等謝金・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成 31 年 4 月 10 日～平成 年 月 日	金額	3,400 円

目的	今後の県議会運営についての意見交換等
使途	交通費 (新幹線掛川駅～新幹線静岡駅)
政務活動・ 県政との 関連性	今後の県議会運営についての意見交換等を行う。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,400 円	100%	3,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成31年4月16日～平成 年 月 日	金額	3,900円

目的	ベトナムダナン市に関する調査
使途	交通費(新幹線掛川駅～新幹線静岡駅) および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	ベトナムダナン市に関する調査を行い、県政の進展に役立てるための政策や質問の参考に する。

《領収書貼付枠》

領収書  
Receipt  
領収年月日 2019.4.16  
金額 ¥3,400 (消費税等込み)  
上記金額確かに領収いたしました  
購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(30073 4枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅  
掛川駅-MV3発行 40074-02



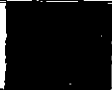
印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

領収書  
(ご利用明細書)  
有効駐車時間  
2019年04月17日 12:22まで  
現金精算  
**金 500円也**  
残ポイント: 90  
精算時刻: 2019年04月16日 12:22  
承認NO: 379-897-4712-42043  
スペースECO 掛川駅前第5  
駐車場NO 01543  
株式会社スペースエコー  
<http://www.space24.co.jp>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,900円	100%	3,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成 31年 4月 18日～平成 年 月 日	金額	3,900 円

目的	今後の県議会運営についての意見交換等
使途	交通費 (新幹線掛川駅～新幹線静岡駅) ・ 駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	今後の県議会運営についての意見交換等を行う。

《領収書貼付枠》


領収書  
Receipt  
領収年月日 2019-4-18 様  
金額 ￥3,400 (消費税等込み)  
上記金額確かに領収いたしました  
購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(10519 4枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅  
掛川駅-MV3発行 20520-01  
印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

領収書  
(ご利用明細書)  
有効駐車時間  
2019年04月19日 09:21まで  
現金精算  
金 500 円也  
残ポイント:140  
精算時刻:2019年04月18日 09:21  
承認NO. 379-893-7244-14984  
スペースECO 掛川駅前第5  
駐車場NO.01545  
株式会社 スペース24  
http://www.space24.co.jp

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,900 円	100%	3,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話機リース料		
年月日	平成 31年 4月 25日～平成 年 月 日	金額	3,942円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成 31年 3月分電話機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 31- 4- 9				
2 31- 4- 9				
3 D31- 4-10				
4 31- 4-12				
5 D31- 4-15				
6 D31- 4-16				
7 D31- 4-16				
8 D31- 4-17				
9 D31- 4-19				
10 D31- 4-22				
11 D31- 4-25				
12 D31- 4-25				
		7,884 NTT7アイナス(カ)		

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,884円	1/2 %	3,942円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 436-0225

静岡県掛川市家代  
76-6

東堂 陽一 (県議会議員東堂陽一事務所)

様

(郵便物還付先)

〒 420-0867

静岡県静岡市葵区御幸町5番地9 静岡フコク生命ビル  
7階

NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 静岡支店

(INFORMATION) 064-266-7500



### お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。  
この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号 (管理番号)	代表物件名	取引種別	契約日	開始日	満了日
	NTTビジネスホン αB1 ME1、TE L2、UPS1	リース	2016年04月18日	2016年04月27日	2023年04月26日

リース料 消費税額等 (別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
613,200 49,056	***** *****	662,256	***** *****	83 回

引落金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人
			ゆとり30仔

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定期日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備考
1	2016/04	2016/06/25	口座振替	14,600 1,168	0	14,600 1,168	
2	2016/06	2016/07/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
3	2016/07	2016/08/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
4	2016/08	2016/09/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
5	2016/09	2016/10/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
6	2016/10	2016/11/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
7	2016/11	2016/12/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
8	2016/12	2017/01/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
9	2017/01	2017/02/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
10	2017/02	2017/03/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
11	2017/03	2017/04/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
12	2017/04	2017/05/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
13	2017/05	2017/06/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
14	2017/06	2017/07/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
15	2017/07	2017/08/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
16	2017/08	2017/09/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
17	2017/09	2017/10/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
18	2017/10	2017/11/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
19	2017/11	2017/12/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
20	2017/12	2018/01/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
21	2018/01	2018/02/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	
22	2018/02	2018/03/25	口座振替	7,300 584	0	7,300 584	

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
23	2018/03	2018/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
24	2018/04	2018/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
25	2018/05	2018/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
26	2018/06	2018/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
27	2018/07	2018/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
28	2018/08	2018/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
29	2018/09	2018/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
30	2018/10	2018/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
31	2018/11	2018/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
32	2018/12	2019/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
33	2019/01	2019/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
34	2019/02	2019/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
35	2019/03	2019/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
36	2019/04	2019/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
37	2019/05	2019/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
38	2019/06	2019/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
39	2019/07	2019/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
40	2019/08	2019/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
41	2019/09	2019/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
42	2019/10	2019/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
43	2019/11	2019/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
44	2019/12	2020/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
45	2020/01	2020/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
46	2020/02	2020/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
47	2020/03	2020/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
48	2020/04	2020/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
	2020/05	2020/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
50	2020/06	2020/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
51	2020/07	2020/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
52	2020/08	2020/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
53	2020/09	2020/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
54	2020/10	2020/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
55	2020/11	2020/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
56	2020/12	2021/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
57	2021/01	2021/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
58	2021/02	2021/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
59	2021/03	2021/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
60	2021/04	2021/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
61	2021/05	2021/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
62	2021/06	2021/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	

3-9-4-9

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料		お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
				消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)		
63	2021/07	2021/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
64	2021/08	2021/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
65	2021/09	2021/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
66	2021/10	2021/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
67	2021/11	2021/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
68	2021/12	2022/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
69	2022/01	2022/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
70	2022/02	2022/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
71	2022/03	2022/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
72	2022/04	2022/05/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
73	2022/05	2022/06/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
74	2022/06	2022/07/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
75	2022/07	2022/08/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
76	2022/08	2022/09/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
77	2022/09	2022/10/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
78	2022/10	2022/11/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
79	2022/11	2022/12/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
80	2022/12	2023/01/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
81	2023/01	2023/02/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
82	2023/02	2023/03/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
83	2023/03	2023/04/25	口座振替	7,300 584	0 0	7,300 584	
							以下余白

整理番号	3-9-4-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所ガス代		
年月日	平成31年4月26日～平成 年 月 日	金額	3,287円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持																																																		
使途	平成31年4月分ガス代																																																		
政務活動・ 県政との 関連性																																																			
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">13</td><td style="width: 25%;">D31- 4-25</td><td style="width: 55%;"></td><td style="width: 15%;"></td></tr> <tr><td>14</td><td>31- 4-25</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>D31- 4-26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>D31- 4-26</td><td>ガス料金</td><td>6,573. シス'カシ'イ</td></tr> <tr><td>17</td><td>D31- 4-26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>D31- 4-26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				13	D31- 4-25			14	31- 4-25			15	D31- 4-26			16	D31- 4-26	ガス料金	6,573. シス'カシ'イ	17	D31- 4-26			18	D31- 4-26			19				20				21				22				23				24			
13	D31- 4-25																																																		
14	31- 4-25																																																		
15	D31- 4-26																																																		
16	D31- 4-26	ガス料金	6,573. シス'カシ'イ																																																
17	D31- 4-26																																																		
18	D31- 4-26																																																		
19																																																			
20																																																			
21																																																			
22																																																			
23																																																			
24																																																			
証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">摘要欄</td> <td style="width: 25%;">払戻し可能予定日</td> <td rowspan="3" style="width: 50%;">摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。</td> </tr> <tr> <td>他 券</td> <td>摘要日付の翌営業日以後</td> </tr> <tr> <td>取 立</td> <td>摘要日付の当日以後</td> </tr> </table>				摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。	他 券	摘要日付の翌営業日以後	取 立	摘要日付の当日以後																																									
摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。																																																	
他 券	摘要日付の翌営業日以後																																																		
取 立	摘要日付の当日以後																																																		



按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	6,573円	1/2	3,287円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



3-9-4-10

# ガス検針票

19年04月分  
検針日 19年04月09日

お名前前	東堂陽一事務所 様
ご住所	掛川市家代65-1

お客様番号 [REDACTED] ご使用日数 83日

検針内容	メーター交換
今回指針 105.6m <sup>3</sup>	
前回指針 96.8m <sup>3</sup>	
今回使用量 8.8m <sup>3</sup>	

前回検針日 19年03月07日  
前回使用量 9.6m<sup>3</sup> 前年同月 0.0m<sup>3</sup>

今回ガス料金	6,086 円
消費税	487 円
<b>今回請求額</b>	<b>6,573 円</b>

支払方法 口座振替  
04月分振替予定 19年04月26日  
03月分振替結果 19年03月26日 6,979円  
上記金額を振替させて頂きました。

## お知らせ

検針伝票には当月のみ金額が表示されます  
残高・器具等の売上のあるお客様には後日改めて明細書を送付させて頂きます。




いつもありがとうございます。

担当 [REDACTED]

保安点検 良:○ 否:×	裏面をご覧ください
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪	

静岡資材株式会社 掛川販売支店  
掛川市下垂木2338-1  
TEL 0537-24-5581

整理番号	3-9-4-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等補償・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読		
年月日	平成31年4月26日～平成 年 月 日	金額	1,490円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成31年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

- 13 D31- 4-25
- 14 31- 4-25
- 15 D31- 4-26
- 16 D31- 4-26
- 17 D31- 4-26 新聞代 2,980 カガマシヨウブンテン
- 18 D31- 4-26
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。
他 券	摘要日付の翌営業日以後	
取 立	摘要日付の当日以後	



浜松城と桜

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	2,980円	1/2	1,490円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

### 支 出 証 拠 書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	平成 31年 4月 1日～平成 31年 4月 30日	金 額	30,000 円

目 的	調査研究など政務活動を補助する事務員を雇用		
使 途	平成 31年 4月分給与		
政務活動・ 県政との 関連性			
≪領収書貼付枠≫          			

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	30,000 円	100%	30,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

4 月 分	氏 名	[REDACTED]
-------	-----	------------

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水	4	4	政務調査資料準備・整理
11	木	4	4	政務調査資料準備・整理
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土	4	4	政務調査資料準備・整理
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金	4	4	政務調査資料準備・整理
27	土			
28	日			
29	月	8	8	4月分政務活動費支出関係書類作成
30	火			
計		24	24	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 31年 4月 30日  
会派・議員名 東堂陽一



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)24時間} × 単価{1,250円} = ④30,000円

②総支給額[                      円] × (B) / (A) =                      円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

# 給与支払明細書

2019 年 4 月分

支給日 2019 年 4 月 30 日

所属		氏名	殿
----	--	----	---




出勤回	日間	労働時間	時間内	24	時間	分	時間外	時間	分
-----	----	------	-----	----	----	---	-----	----	---

支給額	
時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	30,000 円
控除額	
健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円
<b>差引支給額</b>	<b>30,000 円</b>

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

整理番号	3-9-4-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費			事務費・事務所費・人件費
内容	聖教新聞購読			
年月日	平成31年4月30日～平成 年 月 日	金額	1,934円	

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成31年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

東堂 陽一 事務所 様

ご購読ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年4月分 領収日 4月30日  
領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

販売店 信孝  
落合 島田市向谷元町793-11  
住所 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136






お申込No.

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934円	100%	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-9-4-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (自動車燃料代)


【 4 月分】 ( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	<b>306.8</b>	18円×306.8km / km	5,522

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 東堂陽一 

《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,522円	100%	5,522円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
4.10	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.12	正道頭首工水利組合視察	事務所～原谷地内～原田地内～事務所	20.0
4.13	萩間区総会・意見交換	事務所～萩間区公会堂(往復)	32.0
4.14	桜祭りinならここの里視察	事務所～ならここの里(往復)	34.0
4.15	中遠農林事務所にて調査	事務所～中遠農林事務所(往復)	38.0
4.16	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.17	掛川市役所にて調査	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
4.18	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
4.18	西郷地区農村風景を守る会総会・意見交換	事務所～西郷みらい館(往復)	11.6
4.20	静岡県行政書士会掛川支部定時総会・意見交換	事務所～掛川グランドホテル(往復)	11.6
4.20	和田岡地区まちづくり協議会総会・意見交換	事務所～和田岡地域生涯学習センター(往復)	10.4
4.21	ゆるゆる遠州ガイドライド視察	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
4.21	上垂木営農会総会・意見交換	事務所～東側小区公会堂(往復)	6.4
4.22	ゼロの会 (意見交換)	事務所～パレスホテル掛川(往復)	12.0
4.26	各和区急傾斜視察	事務所～各和地内(往復)	11.6
4.27	原泉地区まちづくり協議会総会・意見交換	事務所～原泉地域生涯学習センター(往復)	32.0
4.28	第三地区まちづくり協議会総会・意見交換	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
4.28	萩間区倒木現場視察	事務所～萩間地内(往復)	32.0
合 計			306.8



整理番号	3-9-4-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	平成31年5月7日～平成 年 月 日	金額	12,503 円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様へ発信する。
使途	平成31年4月分保守料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

4月1日～4月7日の7日間が選挙期間  
16,308×23日/30日= 12,503

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01 05 07		059
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥16,200
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高
	*****	
キャッシング	手数料	時刻
	¥10809430	772
お振込先明細	スオカ サカセ 普通 0480639 イマクロテサイ コイケ トシヒコ 様 ウトウ ヨウイチ 様 TEL0537-23-3091	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,503 円	100%	12,503 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-4-15

NO. 201904-21

平成 31年 4月 25日

# 御 請 求 書

東堂陽一 様

Imacro Design

**イマクロデザイン**

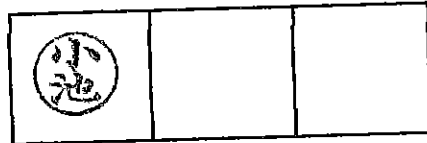
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136

TEL 053-422-7017 / FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。

**合計金額 ¥16,200**





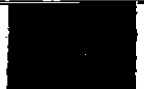
品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
H31年4月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,200	
総計(税込)			¥16,200	

備考:

ご当選おめでとうございます。  
今後もし、かりとサポートいたします!

振込先: 静岡銀行ささがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

整理番号	3-9-4-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	平成 31 年 5 月 7 日～平成 年 月 日	金 額	15,216 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使 途	平成 31 年 4 月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

17,126 円+13,305 円=30,431 円÷2=15,216 円

13	D31-	4-25		
14	31-	4-25		
15	D31-	4-26		
16	D31-	4-26		
17	D31-	4-26		
18	D31-	4-26		
19	1-	5- 4		
20	1-	5- 4		
21	D	1- 5- 7	電気料金	13,305
22	D	1- 5- 7	電気料金	17,126
23	D	1- 5- 7		
24	D	1- 5- 7		

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。
他 券	摘要日付の翌営業日以後	
取 立	摘要日付の当日以後	



按 分 の 理 由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	30,431 円	1/2 %	15,216 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ポイントで電気料金を節約できる!

対象の電気料金メニューにご加入いただくと、電気料金のお支払いにポイントがつかえます!



たまったカテエポイントや提携先のポイントを

電気料金のお支払いにつかえる! ※2

**P 100P ▶ 100円**

3-9-4-16

詳しくはこちら

カテエ

※1.従量電灯B・Cのお客さまは、料金メニューの変更が必要です。詳しくは「カテエ」をご確認ください。 ※2.ポイントのご利用には、カテエへのご登録が必要です。

【ご契約期間更新のご案内】次のお客さまは、当社基本契約要綱もしくは個別要綱に基づき、契約期間※を更新させていただきました。新しい契約期間は以下のとおりです。

スマートライフプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約、沸増型電気温水器契約、低圧蓄熱調整契約、低圧季節別時間帯別電力、融雪用電力、低圧深夜電力、第2深夜電力、防霜用プラン、カテエプラン(東京エリア)、カテエプラン(6キロボルトアンペア未満:関西エリア)にご加入いただいているお客さま、および臨時電力を除く高圧供給のお客さま

【契約期間】2019年4月1日～2020年3月31日【契約年月日】2019年4月1日

ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、ピジとくプラン、カテエガスプラン1・2・3、ピジエネガスプラン1・2に2017年4月1日～2018年3月31日の期間でご加入いただいているお客さま

【契約期間】2019年4月1日～2021年3月31日【契約年月日】2019年4月1日

※暮らしサポートセット、カテエガスセット、ピジエネガスセットは、付随する電気需給契約の契約期間によります。ただし、ピジエネガスセットのうち、ガスのご契約種別がピジエネガスプラン3・4のお客さまは除きます。

中部電力株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番地 小売電気事業者登録番号:A0270 ガス小売事業者登録番号:A0003

検針日 4月18日	ご使用期間 3月20日 ~ 4月17日	ご使用日数 29日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数30日)
357 kWh	216 kWh

計器番号 219 第1計器	
当月指示数	2638.1
前月指示数	2280.8
差引	357.3

ご請求予定額	13,305円
(うち消費税等相当額)	985円
振替予定日	5月7日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	7,469円28銭
電力量料金	4,801円65銭
(うち燃料費調整額 -628円32銭)	
再エネ発電促進賦課金	1,035円

燃料費調整単価(税込) -1円76銭/kWh  
再エネ発電促進賦課単価(税込) 2円90銭/kWh

翌月(5月分)のご案内	検針日 5月23日
	ご使用期間 4月18日 ~ 5月22日
	燃料費調整単価(税込) -1円88銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[REDACTED]	16	040240566301060100000
契約種別	契約容量	力率
低圧電力	7kW	90%

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気の特送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。

1か月の電気ご使用量(kWh) × 中部電力管内における低圧特送料金平均単価9.73円 = 特送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。

※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス特送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。

詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一 様  
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

平成31年 3月分 (ご使用期間 2月21日～3月19日)

お客さま番号	[REDACTED]	日程	16
領収金額	14,266円	ご使用量	
(うち消費税等相当額)	1,056円		414 kWh
振替年月日	平成31年 4月 2日		

\*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

**中部電力株式会社**

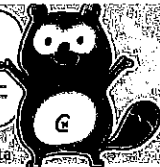
作成地: 名古屋市中区東新町

※本状により集金することはありません。

# ポイントで電気料金を節約できる!

対象の電気料金メニューにご加入いただくと、電気料金のお支払いにポイントがつかえます!

Ponta  
ポイントも  
つかえるよう  
になりました!



たまったカテエネポイントや提携先のポイントを



電気料金のお支払いにつかえる!

**100P ▶ 100円**

詳しくは  
こちら  
カテエネ



※1.従量電灯B・Cのお客さまは、料金メニューの変更が必要です。詳しくは「カテエネ」をご確認ください。 ※2.ポイントのご利用には、カテエネへのご登録が必要です。

【ご契約期間更新のご案内】次のお客さまは、当社基本契約要綱もしくは個別要綱に基づき、契約期間※を更新させていただきました。新しい契約期間は以下のとおりです。

スマートライフプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約、沸増型電気温水器契約、低圧蓄熱調整契約、低圧季節別時間帯別電力、融雪用電力、低圧深夜電力、第2深夜電力、防霜用プラン、カテエネプラン(東京エリア)、カテエネプラン(6キロボルトアンペア未満・関西エリア)にご加入いただいているお客さま、および臨時電力を除く高圧供給のお客さま

【契約期間】2019年4月1日～2020年3月31日【契約年月日】2019年4月1日

ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、ピジとくプラン、カテエネガスプラン1・2・3、ピジエネガスプラン1・2に2017年4月1日～2018年3月31日の期間でご加入いただいているお客さま

【契約期間】2019年4月1日～2021年3月31日【契約年月日】2019年4月1日

※暮らしサポートセット、カテエネガスセット、ピジエネガスセットは、付随する電気需給契約の契約期間によります。ただし、ピジエネガスセットのうち、ガスのご契約種別がピジエネガスプラン3・4のお客さまは除きます。

中部電力株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番地 小売電気事業者登録番号:A0270 ガス小売事業者登録番号:A0003

検針日 4月18日	ご使用期間 3月20日 ~ 4月17日	ご使用日数 29日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数30日)
603 kWh	236 kWh

計器番号042 第1計器	
当月指示数	5968.5
前月指示数	5365.3
差引	603.2

翌月(5月分)のご案内	検針日 5月23日
	ご使用期間 4月18日 ~ 5月22日
	燃料費調整単価(税込) -1円88銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
██████████	16	0402405663010602000000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	40A	

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。  
1か月の電気ご使用量( )kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。  
※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細な内容は、当社ホームページをご確認ください。  
詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額	17,126円
(うち消費税等相当額)	1,268円
振替予定日	5月7日
【ご請求予定額内訳】	
基本料金	1,123円20銭
電力量料金 1段料金	2,270円40銭
2段料金	4,197円60銭
3段料金	7,941円63銭
(うち燃料費調整額 -1,061円28銭)	
おとく割	-100円00銭
初回引落割引額	-54円00銭
再エネ発電促進賦課金	1,748円

燃料費調整単価(税込) -1円76銭/kWh  
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円90銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)			
東堂陽一事務所 東堂陽一 様 下記金額を口座振替により領収させていただきました。			
平成31年 3月分 (ご使用期間 2月21日～3月19日)			
お客さま番号	日程	16	
領収金額	17,052円	ご使用量	
(うち消費税等相当額)	1,263円		599kWh
振替年月日 平成31年 4月 2日			
*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。			

印紙税申告納  
付につき名古屋東  
税務署承認済

中部電力株式会社

作成地:名古屋市中区東新町

※本状により集金することはありません。

整理番号	3-9-4-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	中日新聞購読		
年月日	平成31年5月7日～平成 年 月 日	金額	4,037円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
用途	平成31年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13	D31- 4-25
14	31- 4-25
15	D31- 4-26
16	D31- 4-26
17	D31- 4-26
18	D31- 4-26
19	1- 5- 4
20	1- 5- 4
21	D 1- 5- 7
22	D 1- 5- 7
23	D 1- 5- 7
24	D 1- 5- 7

新聞代 4,037 円

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。
他 券	摘要日付の翌営業日以後	
取 立	摘要日付の当日以後	



浜松城と桜

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,037円	100%	4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-4-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	ゼロの会 (政治経済意見交換会) 会費 31年4月分		
年月日	平成31年5月7日~平成 年 月 日	金額	5,054円

会の趣旨・目的	幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにブレイクを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造する。(趣意書より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

飲食を伴う指針上限有り  
上限の5千円を充当する

5,000円+54円 (払込手数料) =5,054円

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

かけしん 全国しんきんネット

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	取扱店番・受付番号
01 05 07	15130257-0039
お取引店	口座番号
お取引金額	万円券 五千円券 千円券 500円 100円 50円
お引出	二千円券 10円 5円 1円
手数料	¥54 手数料
時刻	10:02
お取引金額	¥10,000*
説明コード	お取引後残高

掛川信用金庫	
お下俣支店	
お受取	普通 0001006000
お取引	トノカイ
お依頼	トウトウ ヨウイチ様
お依頼	0537-23-3091

掛川信用金庫

按分の理由: 全て政務活動にかかるものである。 (指針上限を充当する)	領収書金額(a)	5,054円	100%	5,054円
--	----------	--------	------	--------

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ゼロの会 趣意書

急速な開発が予想される当地にあつて、幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにプレーンを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造するために、この会を発足させる。

## 会 則

1. この会を、「ゼロの会」という。
2. この会の事務所は、当面、静岡県掛川市中央2丁目18の5 くるみ学園内に置く。
3. 会の趣旨に賛同し、新たに会員となる者は、3ヶ月の予備期間を経て、会員の8割以上の賛意を得なければならない。
4. この会の役員には、会長1名、幹事長1名、事務局長1名、監査2名を置き、任期は2年とし再任を妨げない。
5. この会には、顧問を置くことができる。
6. この会が行う事柄の決定は、会員総数の過半数の出席率(委任状を含む)で、その8割以上の賛同を必要とする。
7. 会議議事録を作成する。
8. この会の運営に要する費用は、会員の入会金及び会費をもってこれに充てる。
9. この会は、次の書類を常に事務所に備えて置くものとする。
  - (1) 趣意書及び会則
  - (2) 会員名簿
  - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証票類
  - (4) 議事録
  - (5) その他必要な書類及び帳簿

## 附 則

1. この会則は、平成6年4月1日から実施する。
2. この会の入会金は20,000円、会費は月額10,000円とし、所定の口座へ振込むものとする。(自動引落手続きの上、当月分当月4日迄に)



整理番号	3-9-4-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	平成31年5月10日～平成 年 月 日	金額	1,842円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成31年4月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> $(2,700+3+4,800+50+2) \times 1.08=8,159$ 3月29日～3月31日の3日間が選挙期間 $8,159 \times 28 / 31 \text{日} = 7,369$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 私用で利用のため	7,369円	1/4	1,842円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

### 普通預金 (兼お借入明細)

お借入明細  
お借入金額

2

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高	店番号
1	31-04-22	200			
2	31-04-22	200			
3	31-04-26	200			
4	31-04-26	200			
5	01-05-07	200			
6	01-05-07	200			
7	01-05-08	800			
8	01-05-10	200			
9	01-05-10	200			
10	01-05-14	200			
11					
12					
		20,884		お支払“LCカード”	

お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2019年 4月ご請求分

請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
合計請求額の請求内訳 詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。				
◇基本使用料 (計)	12,300	12,300	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,390	30	Xi・SMS通信料	合 算
		1,840	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
		-480	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	5,300	6,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
		-800	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		-900	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		500	シェアオプション定額料	合 算
		0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	348	3,290	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		-3,000	各種割引適用額	合 算
		8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	1,546	1,546	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	20,884	20,884	合計 (3回線請求分)	合 算
電話番号毎の請求内訳				
ご利用期間 (3/1~3/31)				
◇基本使用料 (計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計)	3	3	Xi・SMS通信料 3月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計)	4,800	6,500	ベーシックシェアバック定額料	合 算
		-800	ドコモ光セット割	合 算
		-900	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 3.0G (通信速度制限含む)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 2.7G (通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	272	300	spモード利用料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		500	ネットトータルサポート利用料	合 算
		-430	あんしんバックアップ割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

◆各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。  
◆弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

3-9-4-19

4T1E1B 00313578

3/4 ページ

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

## ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	50	請求書発行手数料	4月請求分
	-1,500	ウェルカムスマホ割適用額	
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計)	622	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	8,397	合計	
<p>&lt;NTTドコモからのお知らせ&gt;</p> <p>○継続利用期間は、3月末で 22年5か月となりました。</p> <p>○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で 1年1か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、70です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、7,775円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ 3月末のステージは、プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p> <p>○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2019年3月31日現在)</p>			
ご利用期間 (3/1~3/31)			
◇基本使用料 (計)	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合算
◇通話料・通信料 (計)	27	X1・SMS通信料	3月ご利用分
◇パケット定額料等 (計)	500	X1シェアオプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	-228	(参考) 当月ご利用データ量	0.4G (通信速度制限含む)
	300	spモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバック割引	合算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	-1,500	docomo with適用額	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計)	239	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	3,238	合計	
<p>&lt;NTTドコモからのお知らせ&gt;</p> <p>○継続利用期間は、3月末で 16年8か月となりました。</p> <p>○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で 1年7か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、20です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、2,999円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p>			

2019年 4月25日

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	トウトハウヨウイチ

この会はお支払い日の前日(金曜日は前営業日)までにお願いたします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。  
\*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

カード名称	SHIMIZU With Card
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払日	2019年 5月10日 (金)
今回のお支払金額合計	20,884 円

2019年 4月15日 現在

PONTAポイントについて

PONTAポイント	
当月獲得ポイント	104
当月ボーナスポイント	0

ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。

http://www.ponta.jp

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	決済金額(円)	残高(円)	摘要
	SHIMIZU With Card	20884	20884	0	様
2019/3/31	ドコモご利用料金 4月分	0	0	20884	0割引額1,350円/税込 年会費無料対象のため請求はありません。
2019/4	カード年会費	0	0	20884	
	◆お支払小計			20884	
	◆◆今回のお支払金額合計			20884	

●支払区分:1回→3000円以下、2回→3000円以上、3回→5000円以下、4回→5000円以上、5回→7000円以下、6回→7000円以上、7回→9000円以下、8回→9000円以上、9回→11000円以下、10回→11000円以上  
●今回事業:何回事業も発生しない  
●今回事業:何回事業も発生しない  
●今回事業:何回事業も発生しない  
●今回事業:何回事業も発生しない  
●今回事業:何回事業も発生しない  
●今回事業:何回事業も発生しない

3-9-4-19

内郵便	〒0225
	掛川市家代 76-6

〒0225 掛川市家代 76-6



陽一様

〒0225 掛川市家代 76-6  
5995K0987779#  
3040122388900100

重要
親展

ドコモ利用代金明細書

イース&カード株式会社

0941 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号

合わせ	9:00AM~5:00PM	一部携帯電話不可
額のご案内	(24時間自動音声)	0120-592-196
合わせ	(土・日・祝休)	054-355-3100

1 からゆつくりとはがししてください。(裏面ののりからはがしてください)  
株式会社 ジェシービー 〒688-1111 鳥取県鳥取市豊後台北5-1-1 (0859)2111111



		普通預金 (兼お借入明細)		2
年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	31-04-22	200		
2	31-04-22	200		
3	31-04-26	200		
4	31-04-26	200		
5	01-05-07	200		
6	01-05-07	200		
7	01-05-08	800		
8	01-05-10	200		
9	01-05-10	200		
10	01-05-14	200		
11				
12				
		20,884		記入"LCカート"J

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CATEGORY BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
合計請求額の請求内訳				詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料 (計)	12,300	12,300	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,390	30	Xi・SMS通信料	合 算
		1,840	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
		-480	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	5,300	6,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
		-800	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		-900	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		500	シェアオプション定額料	合 算
		0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	348	3,290	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		-3,000	各種割引適用額	合 算
		8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	1,546	1,546	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	20,884	20,884	合計 (3回線請求分)	
電話番号毎の請求内訳				
[REDACTED]				
ご利用期間 (3/1~3/31)				
◇基本使用料 (計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計)	3	3	Xi・SMS通信料 3月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計)	4,800	6,500	ベーシックシェアバック定額料	合 算
		-800	ドコモ光セット割	合 算
		-900	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 3.0G (通信速度制限含む)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 2.7G (通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	272	300	spモード利用料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		500	ネットトータルサポート利用料	合 算
		-430	あんしんバックプラス割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
 【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。  
 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。



3-9-4-20

4T1E1B 00313578

( 4/4 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

訳項目 CATEGORY	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
			3月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
			ご利用期間 (3/1~3/31)	
基本使用料 (計)	6,900	5,400	通信サービス料 (参考) TNC利用	合算
		1,500	光電話料 (基本使用料)	合算
通話料・通信料 (計)	1,360	1,840	国内通話料 2月ご利用分	合算
		-480	光電話通話適用分 2月ご利用分	合算
その他ご利用料金等 (計)	304	200	ユニバーサルサービス料	合算
		100	追加番号	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合算
消費税等相当額 (計)	685	685	消費税等相当額 (合計)	合算
			合算表示の料金合計×8%	
合計	9,249	9,249		
			<NTTドコモがらのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末	2年6か月となりました。
			○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末	6か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、800点です。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、8,564円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			3月末のステージは、	プラチナステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

2019年 4月25日

氏名 陽一様

〒104-8501 東京都中央区新富1-1-1

〒104-8501 東京都中央区新富1-1-1

〒104-8501 東京都中央区新富1-1-1

〒104-8501 東京都中央区新富1-1-1

ご入金はお支払いの前日(金融機関営業日)までにお戻しします。口座未指定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。  
 \*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

SHIMIZU With Card	
今回のお支払日	今回のお支払金額合計
2019年 5月10日(金)	20,884 円

PONTAポイント

当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
104	0

Pontaポイントについて  
 ポイントの残金およびポイントの交換は 下のPonta公式サイトからログインしてください。  
<http://www.ponta.jp>

0225  
 新川市家代 76-6



陽一様

〒104-8501 東京都中央区新富1-1-1

995K09877799#  
 0401223888900100

ご利用代金明細書

一ス&カード株式会社

941 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号

お問合せ 9:00AM~5:00PM(一部携帯電話不可)

のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196

わせ (土・日・祝休) 054-355-3100

1  
 印刷はご利用の前日(金融機関営業日)までにお戻しします。口座未指定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。  
 \*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

ご利用日	利用種別	金額	決済日	決済額	摘要
2019 3/31	取組(国内)	20884	20884	20884	0割引額1,350円/税込 年会費無料対象のため請求はありません。
2019 4	カード年会費	0	20884	20884	
◆お支払小計					
◆◆今回のお支払金額合計					

●支払区分:1回⇒お支払1回払い、2回⇒お支払2回払い、3~24⇒お支払1回払い、24~31⇒お支払1回払い、31⇒お支払1回払い、C1⇒お支払1回払い、河ごりてはがしが1回払い ●今回事業年度何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「\*\*\*\*」で表示され、実際のカード番号とは異なります

3-9-4-20

整理番号	3-9-4-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請雑等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日	金 額	225 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> H31 年度 4 月分 $10,800 \times 1/24 \text{ ヶ月} = 450$	

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用のため	450 円	1/2	225 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-9-5-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	平成30年5月19日～平成 年 月 日	金額	13,167円

目的	海外視察時などに会話をするための音声翻訳機購入
使途	音声翻訳機購入料
政務活動・ 県政との 関連性	海外視察時あるいは海外からの静岡県視察者などとの会話が必要であるが、お互いに会話が十分にできない、あるいは通訳が利用できない場合に、本機をその会話に利用し、その結果を県議会の質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

SIM代(2年)の為

- ・ 32,184 - 10,800 = 21,384 (本体代)
- ・ 10,800 × 11 / 24 = 4,950 (H30年5月~H31年3月、11か月分)
- ・ 21,384 + 4,950 = 26,334

① < H31年度 4月分 >  
 $10,800 \times \frac{1}{24} = 450$

< R1年度 5月 ~ R2 3月 >  
 $10,800 \times \frac{11}{24} = 4,950$

< R2年度 4月分 >  
 $10,800 \times \frac{1}{24} = 450$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用のため	26,334円	1/2	13,167円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

**領収書**

発行日：2018年5月24日21時50分

**宛名：東堂陽一事務所 様**

**金額：32,184円 (税込)**

但し書き：POCKETALK (ポケットーク) ホワイト+専用グローバルSIM (2年) 代として

お支払い方法：クレジットカードご利用

領収日：2018年5月19日

注文番号：2018051921512475

上記、正に領収いたしました。

ソースネクスト株式会社

東京都港区東新橋1-5-2  
汐留シティセンター33階

本紙は電子的に保持されている領収データを画面表示したものです。

3-9-4-2/  
(3-9-5-15)



# 納品書

発行日:2018年5月20日

【お届け先】  
東堂 陽一 様



4 8 4 3 0 7 8 7 3 1 4 0 0

【ご注文者】  
東堂 陽一 様

お客様のご住所につきましては、個人情報保護のため、表示をいたしていません。

この度は「SOURCENEXTeshop」をご利用頂きまして誠にありがとうございます。  
下記の通りご注文の品を納品させていただきます。

ご注文日付: 2018年05月20日  
ご注文番号: 2018051921512475

税抜金額	送料	代引手数料	コンビニ手数料	消費税金額	割引額	合計金額
29,800	0	0	0	2,384	0	32,184

商品番号	商品名	単価	数量	金額
SPC00539	POCKETALK (ポケットーク) ホワイト+専用グローバルSIM (2年)	29,800	1	29,800

～領収書について～  
領収書に関するお問い合わせは、下記のページからお申し込みください。  
<http://www.sourcenext.com/r/eshop/re>

～商品保証に関して～  
ソースネクストeshopでは、納品書が保証書の店舗印の代わりとなります。  
必ず保証書と一緒に大切に保管してください。



「POCKETALK(ポケットーク)」専用シリコンケース

【 「POCKETALK (ポケットーク) 」 導入予定企業 】

「POCKETALK (ポケットーク) 」は、家電量販店での販売はもちろん、法人様の社員利用や、レンタルサービスとしてエンドユーザーへ貸出しするなど多くの企業 (10月23日時点) での取扱いが決定しています。今後も提供先を拡大していく予定です。

空港 **JAL ABC** レンタル **YOKOGAWA** 教育 **ANIVA**

レンタル事業者 (Wi-Fiルーター等) **AIR-U**

通信販売代理店 **FUTURE CONNECT**

その他 **ASSY** **Ric**

**Tremeal**

【 ソラコム社について 】

株式会社ソラコムは、通信プラットフォーム「SORACOM」を提供しています。「SORACOM Air for セルラー」は、データ通信SIMを提供し、1回線からリーズナブルにセルラー通信をご利用いただける他、ブラウザやAPIで回線の一括操作・管理が可能です。ウェブサイト：<https://soracom.jp/>

「POCKETALK (ポケットーク) 」の製品概要

- 製品名 : 「POCKETALK (ポケットーク) 」
- 価格 : 24,800円 (税別)
- 製品名 : 「POCKETALK (ポケットーク) + 専用グローバルSIM (2年) 」
- 価格 : ② 29,800円 (税別)
- 製品内容 : 通訳デバイス
- 販売 : ソースネクスト株式会社
- 製品情報 : <http://www.sourcenext.com/product/pocketalk/>

<同梱物>

- 充電用ケーブル(microUSB)
- ユーザー・マニュアル
- スタート・ガイド
- 専用グローバルSIM (専用グローバルSIM同梱モデルの場合)

「専用グローバルSIM (2年) 」

- 価格 : ② 10,000円 (税別)
- 提供元 : 株式会社ソラコム
- 販売 : ソースネクスト株式会社

「POCKETALK (ポケットーク) 」の動作環境

- プロセッサ : クアッドコア 1.3GHz ARM7
- メモリ (ROM) : 8GB
- メモリ (RAM) : 1GB
- ディスプレイ : 1.3 インチ画面、320×320 ピクセル
- SIM規格 : nano-SIM (当社指定のSIM以外はサポート対象外です)
- ワイヤレス通信 : Wi-Fi : 802.11b/n 3G : W-CDMA (850/1900/2100MHz)  
日本国内では2100MHz (docomo) で利用可能
- マイク : ノイズキャンセル機能搭載の内蔵デュアルマイク
- オーディオ : 外部オーディオ/マイク対応3.5mmプラグ  
内蔵ダイナミックスピーカー
- 動作時間 : 待機時 : 約5日間 連続翻訳時 : 約6時間
- 使用温度 (充電時) : 0℃~45℃ (ただし、結露がないこと)
- 使用温度 (利用時) : -20℃~45℃ (ただし、結露がないこと)
- インジケータ色 : 赤、青、緑
- 寸法 : 110×60×16mm 約90グラム

コピーライト表記について